

八幡平市商工会報

第45号(平成25年1月号)

発行年月日	平成25年1月30日
編集・発行	八幡平市商工会
発行責任者	会長 高橋富一 〒028-7111
	八幡平市大更 35-63-85
	TEL:0195-76-2040

新年のごあいさつ



八幡平市商工会
会長 高橋 富 一

明けましておめでとうございます。会員の皆さまには、健やかに新年をお迎えのことと、お慶びを申し上げます。

昨年中は、当商工会の事業活動に当たりまして、会員の皆様方をはじめ県、市等関係各位から格別のご指導、ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

一昨年発生した大震災の本格的な復興は、これからというところですが、内陸部の私どもは、引き続き、被災地の支援をしていかなければならないと考えておりますし、一刻も早い復興をお祈りしたいと存じます。

さて、昨年の中小企業を取り巻く環境は、長引くデフレや円高、世界経済の不透明感などから先の見えない、厳しい状況にありました。

今年、2013年は、新政権の日本経済の再生・復活のための経済政策により、デフレ脱却など景気回復に期待が高まっているところですが、私ども中小企業の経営環境は、人口減少とそれに伴う産業の衰退傾向により、地方の経済は不透明の状況が続くものと思われまます。

こうした中、新しい年を迎えましたが、商工会は、地域の商工業者で組織する経済団体として、その使命を果たすべく、引き続き、県や市、県商工会連合会との連携を更に強め、各事業の適時適切な展開を図り、地域商工業の発展と会員企業の支援に努めてまいりたいと考えております。

市の特段のご支援によりまして、プレミアム商品券の発行や体験工房など商店街活性化事業の実施、夏まつり、山賊まつりなど地域イベントへ積極的に参画し、地域産業の活性化に努めているところですが、今年も、地域に密着した活動を推進し、会員企業はもとより、地域から必要とされる商工会となるよう、更に努力してまいる所存です。

どうか、会員の皆さまには、この厳しい時代こそ、商工会を多いに利用され、事業経営にお役立てくださるとともに、商工会の活性化のためにも、ご忌憚のないご意見をお寄せいただければ幸いです。

年頭に当たり、会員皆様方のますますのご健勝とご繁栄、よい年となりますようご祈念いたしまして、新年のごあいさつといたします。

平成24年分確定申告期における税務署等の開庁日対応について

平成25年2月1日からアイーナ7階アイーナホールで確定申告受付が始まります。日時等は次のとおりです。

- 1 開設日時 平成25年2月1日(金)～3月15日(金)の午前9時～午後4時
 - 2 開設場所 盛岡市西口 アイーナ7階「アイーナホール」
- ※閉庁日対応日 平成25年2月24日(日)及び3月3日(日)

大更地区活性化事業「おおぶけまちなかギャラリー」

2月22日（金）～28（木）開催

今年も2月22日から28日までの7日間、岩手日報社八幡平支局の斉藤支局長が取材でカメラに収めた写真から、八幡平市にはこういう人がいて、こんな事、こんな景色があったと八幡平市のあれこれを振り返る写真展を大更商店街の店舗で開催いたします。また、22日から24日まで（株）わしの尾母屋において開催される「酒と肴の器百選百様 2013」では、写真展のほか酒と肴の器の展示販売、お酒の試飲、打ち立ての蕎麦の試食、甘酒の提供や蔵見学など楽しみがいっぱいです。おおぶけまちなかギャラリーに関するお問い合わせは商工会までお願いします。

“中小企業金融円滑化法が平成25年3月31日で終了”

資金繰り総点検運動実施中！「資金繰り相談は商工会へGo！」

借入金について返済方法の変更（返済元金の減額・据置など）をお考えの方は、事前の準備が必要です。金融円滑化法の最終期限を見据えて、商工会へ早めにご相談ください。

中小企業金融円滑化法Q & A

Q 1：平成25年3月末が最終期限となりますがどうすればいいのですか？

A 1：金融円滑化法の期限終了に伴い、金融機関の態度が厳しくなるなどの懸念が指摘されています。売上や利益と月ごとの借入金の返済額を検討していただき、返済負担が重いようであれば金融機関と返済条件の変更や借換の交渉をされることをお勧めします。

Q 2：商工会ではどのような支援をしてもらえますか？

A 2：商工会では、返済負担や今後の資金繰りの分析を行うとともに、新規融資あっせんや、経営改善計画書の作成も支援します。決算書や税務関係書類など経営状況がわかる書類をご用意いただき、お気軽にご相談ください。

特に、金融機関との返済方法の変更交渉にあたっては、「経営改善計画書」の提出が求められることが一般的です。計画書の作成には時間を要する場合がありますので、早めの相談をお願いいたします。

なお、金融円滑化法の期限終了後も、資金繰りに関するご相談には親身に対応させていただきますのでご安心ください。

Q 3：金融機関に提出する「経営改善計画書」とは何ですか？

A 3：定まった様式があるわけではありません。どのような書類を経営改善計画書として取り扱うかは、金融機関ごとに異なるようです。ただし、一般的には、次のような要素を含んだものが経営改善計画書と呼ばれているようです。

- ①現状分析：事業概況、経営悪化要因の分析、
- ②基本方針：今後の経営方針、
- ③改善具体策：売上増加や経費削減の具体的な計画、スケジュール等、
- ④数値目標：今後3～5年間の収支計画等）などがあります。

なお、金融機関が経営改善計画書を求める理由は、事業者の経営改善をより確かなものとするためです。また、経営改善計画がある場合は、返済方法を変更しても不良債権とみなされないこととなり金融機関が条件変更に応じやすくなります。

新春講演会、永年勤続優良従業員等表彰式、新年交賀会を開催

1月10日、八幡平ハイツにおいて新春講演会、永年勤続優良従業員等表彰式、新年交賀会を開催しました。

新春講演会は、午後3時から90分「観光資源を活かした地域振興策」と題し、乳頭温泉郷の有限会社鶴の湯温泉代表取締役佐藤和志氏の講演に100人が耳を傾けました。

同氏は、1660年代から湯治場として知られている乳頭温泉郷の鶴の湯の経営権を1983年に13代続いた経営者一族から引き継ぎ、手つかずの自然や周辺環境、乳白色で泉質の高い温泉として秘湯のイメージを活かし、年間約13万人もの観光客が訪れるほどの一大観光スポットにされた経緯や、これまで取組んだ自然環境の保全や環境整備等誘客対策、経営哲学、経営状況を好転させた苦労話などを講演していただきました。



表彰式では、田村市長、工藤県議会議員、瀬川市議会議員、各金融機関支店長を来賓に迎え、優良従業員27人に勤続年数ごとに全国商工会連合会会長等の表彰が行われたほか、商工会役員功労者などに表彰状が伝達されました。

また、新年交賀会には、田村市長、盛岡広域振興局長（代理）はじめ、新春講演会講師を務めていただいた佐藤和志社長ら来賓、商工会員120人が出席し新年を慶祝しました。高橋会長のあいさつに続き、田村市長、盛岡広域振興局長、工藤県議の来賓あいさつの後、鏡開き、瀬川議長の乾杯に続き祝宴では、各界皆さまとの情報交換や懇親を深められました。

永年勤続優良従業員等は次のとおり。敬称略

[永年勤続優良従業員]

◎全国商工会連合会会長表彰（勤続年数30年以上）

八幡 武津村 光広 畠山 浩二
伊藤 春男 津志田 文弘（株遠忠）
滝川 重己 八重樫 淳悦（株肉の横沢）
伊藤 世栄子 伊藤 紀一 中村 光彦（有伊藤豊店）



◎岩手県商工会連合会会長表彰（勤続年数20年以上）

伊藤 裕司 竹田 武四 津志田 一 伊藤 信彦
中 篤 哲也 工藤 寿司（㈱遠忠）

◎八幡平市商工会会長表彰

<勤続年数15年以上>

岩崎 勇次郎 伊藤 正（有西根舗装建設）

<勤続年数10年以上>

高橋 忠利 佐々木 雄二 松尾 鉄夫（㈱遠忠）

工藤 勝美 千葉 りか 渡辺 小百合 山本 慶子

高橋 由美子 工藤 まり子（㈱岩手エッグデリカ）

[商工会役員功労者]

◎全国商工会連合会会長表彰

伊藤 一彦（理事） 角 舘 民男（監事）



永年勤続優良従業員等表彰式 平成25年1月10日 於 八幡平ハイツ

八幡平・安比ゆきフェスティバル 開催のお知らせ

 **ゆき** **フェスティバル2013** **岩手県 八幡平市**
～白銀のときめき・冬の八幡平・安比高原～ **開催** 平成25年2月16日(土)～24日(日)
メインイベント 2月16日(土)・17日(日)
時間 / 10:00～20:00 場所 / 八幡平総合さくら公園

■ 2/16、17 メインイベント

■ 2/16、17 雪だるま装飾コンテスト

■ 2/10～17 雪像コンテスト

■ 2/16、17 そりタイム競争

■ 2/16、17 スノーカーニバル

■ 2/16、17 七滝氷瀑ツアー

■ 2/17 八幡平樹氷ツアー

■ 2/16～24 八幡平市オリジナル 雪だるまフード

■ 2/16～24 湯けむり トクトクバッジ



冬花火

2/16⊕2/23⊕

- 岩手県八幡平市 八幡平リゾートパノラマスキー場 2013年2月16日(土)18:30～
- 岩手県八幡平市 安比高原スキー場 2013年2月23日(土)20:00～



※詳細についてはチラシもしくは、八幡平市観光協会のホームページをご覧ください。

税理士による消費税・決算の個別相談日程

下記の日程で消費税・決算の個別相談会を開催致しますので、お気軽にご相談ください。順番は、当日の受付順になります。早めの申告と相談を心がけましょう。

決算・消費税個別相談会（時間は、10時～16時です。）

期 日	場 所	税理士
平成25年2月22日(金)	八幡平市商工会安代支所	伊藤保己税理士
平成25年2月22日(金)	八幡平市商工会本所	高橋登税理士
平成25年3月 1日(金)	八幡平市商工会本所	伊藤保己税理士
平成25年3月 5日(火)	田山公民館スポーツ交流館	伊藤保己税理士
平成25年3月 6日(水)	八幡平市商工会本所	高橋登税理士
平成25年3月 7日(木)	八幡平市商工会安代支所	伊藤保己税理士
平成25年3月 8日(金)	八幡平市商工会松尾支所	伊藤保己税理士
平成25年3月11日(月)	八幡平市商工会本所	工藤重信税理士

「無料労働相談会」の開催について

職場のことで悩んでいませんか？

労働者と事業主との間のさまざまな問題について、岩手県労働委員（弁護士、労働団体役員、経営者等）が相談に応じます。お気軽にご利用下さい。

- ・日 時 平成25年2月24日（日）午後1時～4時
- ・場 所 盛岡地区合同庁舎
- ・お問い合わせ、予約

県労働委員会事務局 TEL019-629-6276（平日8時30分～17時30分）

独占禁止法ネットワークのご利用について

商工会では、独占禁止法及び下請法の相談を受け付けております。

内容、ご希望により公正取引委員会の窓口をご紹介します。

このようなことでお困りではありませんか？

- ・マーケティングの内容が独占禁止法に違反？
- ・取引先が代金を一方的に減額している。買ったときに遭っている。

下請法違反行為じゃないの？

《お問合せ》 商工会又は公正取引委員会事務総局東北事務所 (TEL022-225-7095) へ